

IV 申請書類 限定変更申請

限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

限定変更申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

（整備士の等級の限定変更（ピストン→タービン、タービン→ピストン）、滑空機に係る操縦士若しくは整備士の等級の限定変更（上級滑空機又は中級滑空機から曳航装置なし動力滑空機又は曳航装置付き動力滑空機への場合のみ）又は航空工場整備士に係る業務の種類）の限定変更の場合

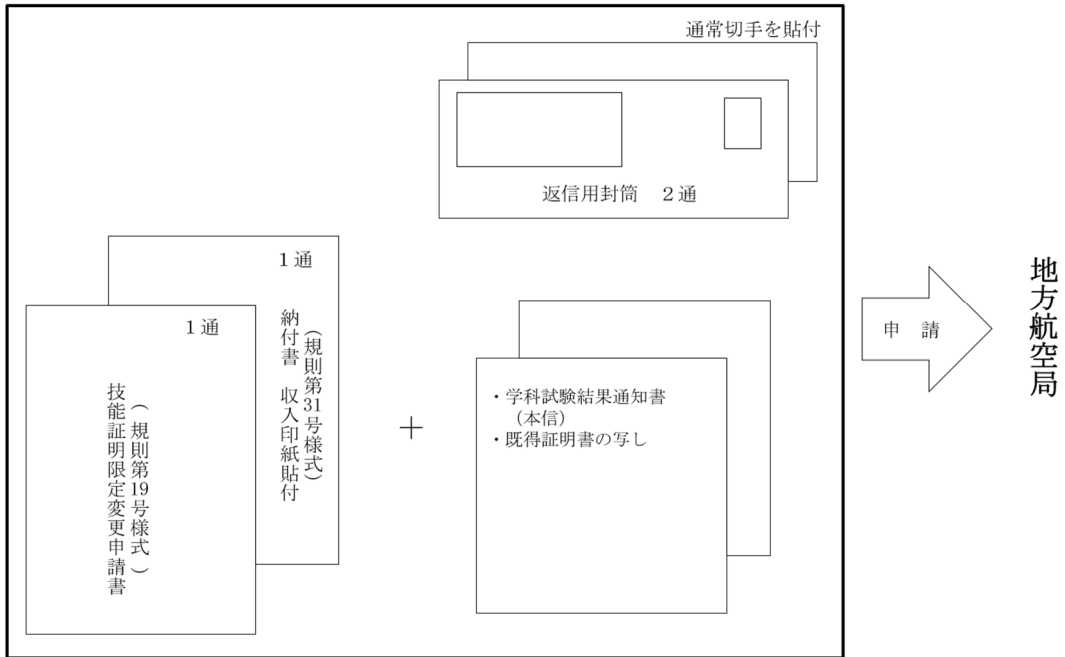
(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）----- 1通
- (イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 規則第48条の2により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第47条の学科試験結果通知書（本信）----- 1通
- (エ) 規則第49条により、申請に係る資格以外の技能証明書を有する者が試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明書の写し ----- 1通
- (オ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用） ----- 2通
〔指定封筒（通常切手を添付）〕

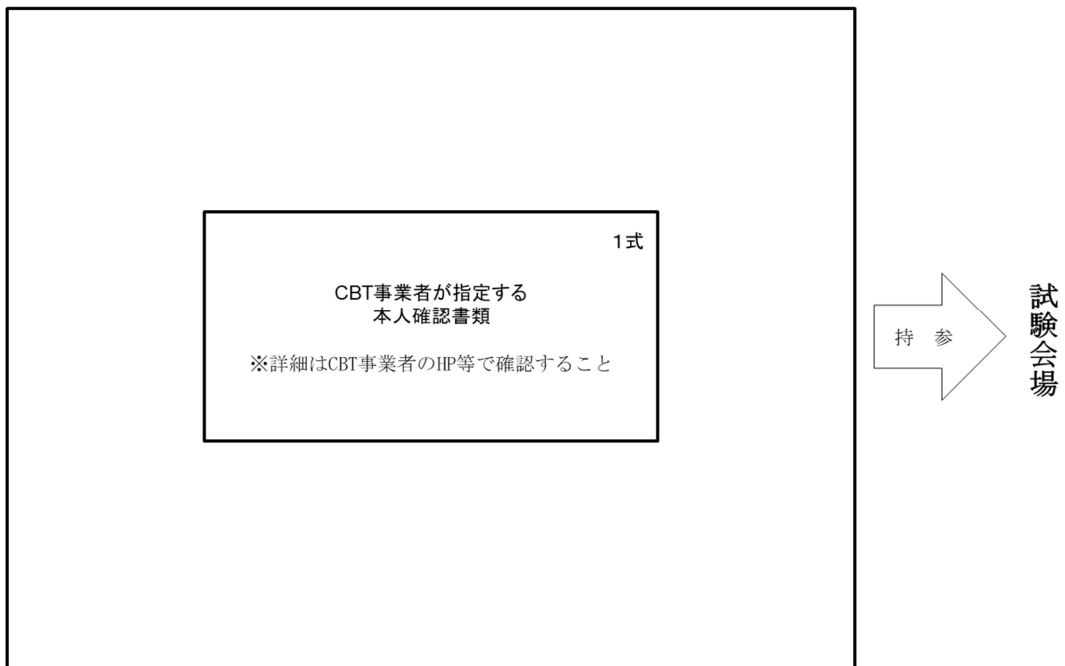
(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



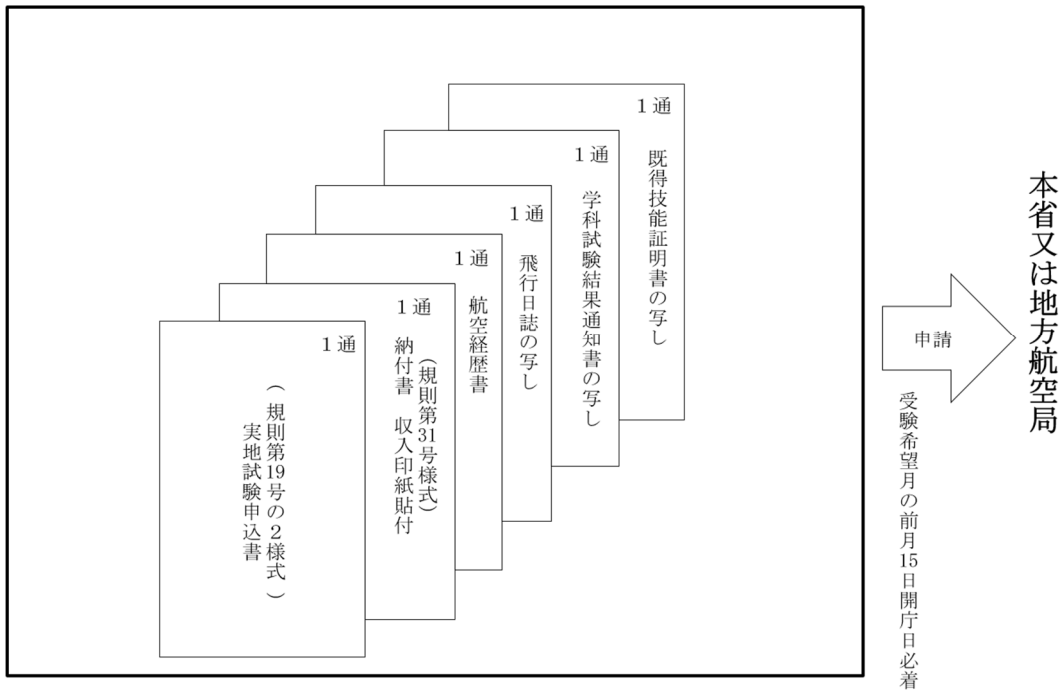
学科試験受験時



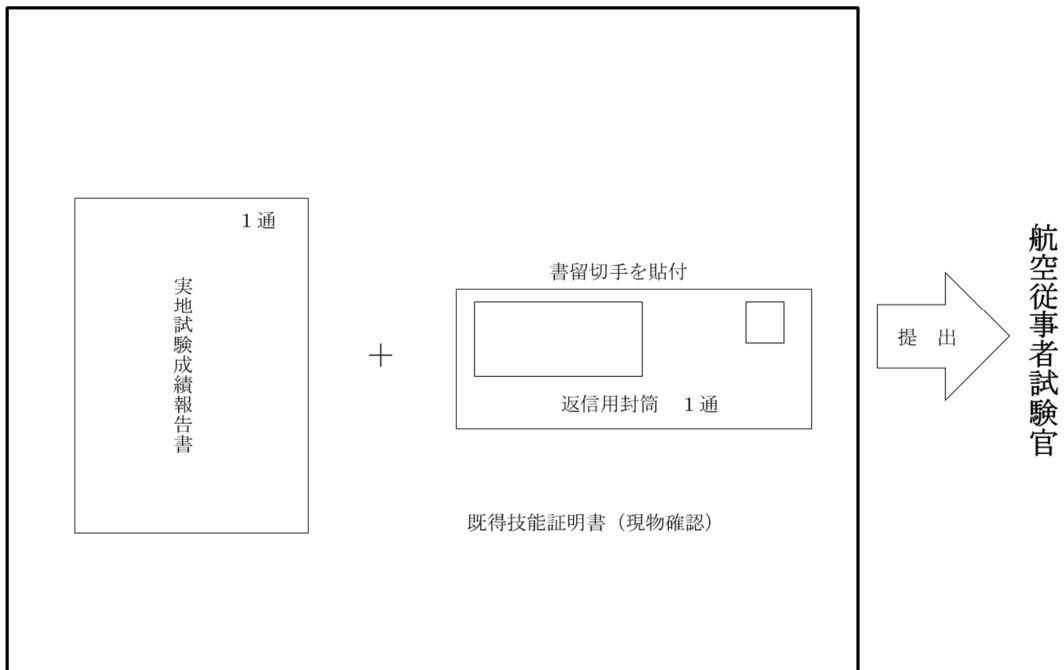
- (3) 実地試験受験申込時
- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
 - (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
 - (ウ) 航空経歴書 ----- 1 通

{	操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空 機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook のコピーを添付すること。	}
---	--	---
 - (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
 - (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕
- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
 - (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
 - (ウ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



 限定変更申請書類・実地試験のみ受験する場合

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔通常の限定変更、再実地試験の申請者の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書（滑空機に係る操縦士及び学科受験者で再実地を受ける場合）----- 1 通

}	操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空
	機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook

 のコピーを添付すること。

(エ) 学科試験結果通知書の写し（学科受験者で再実地を受ける場合）---- 1 通

(オ) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける場合）----- 1 通

(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

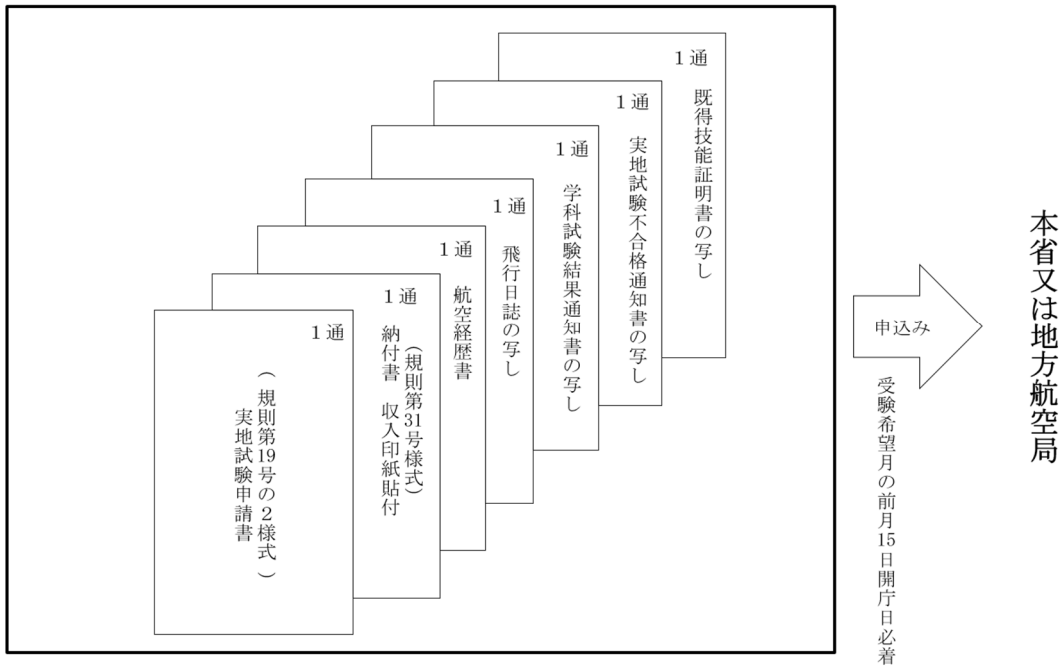
(ア) 実地試験成績報告書 ----- 1 通

(イ) 既得技能証明書（現物確認のため）

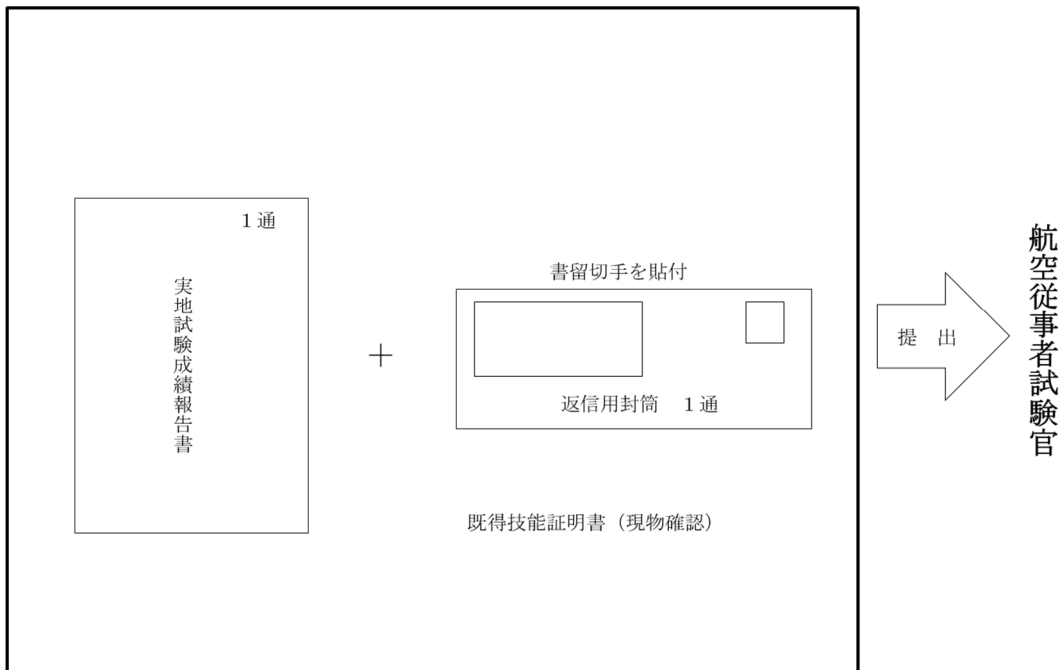
(ウ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用）----- 1 通

〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

※ 外国ライセンスの切替（自家用操縦士）については、ページ 36 を参照。

3. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

〔航空大学校、指定養成施設、滑空機に係る操縦士の等級の限定変更及び動力滑空機に係る二等航空整備士の限定変更（一・二等航空整備士（飛又は船：発動機に係る等級限定が同一の場合）と二等航空整備士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合のみ）の場合〕

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通

(イ) 航空経歴書（滑空機に係る操縦士であって、操縦士（飛：陸上単発）と操縦士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合に限る。） ----- 1 通

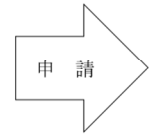
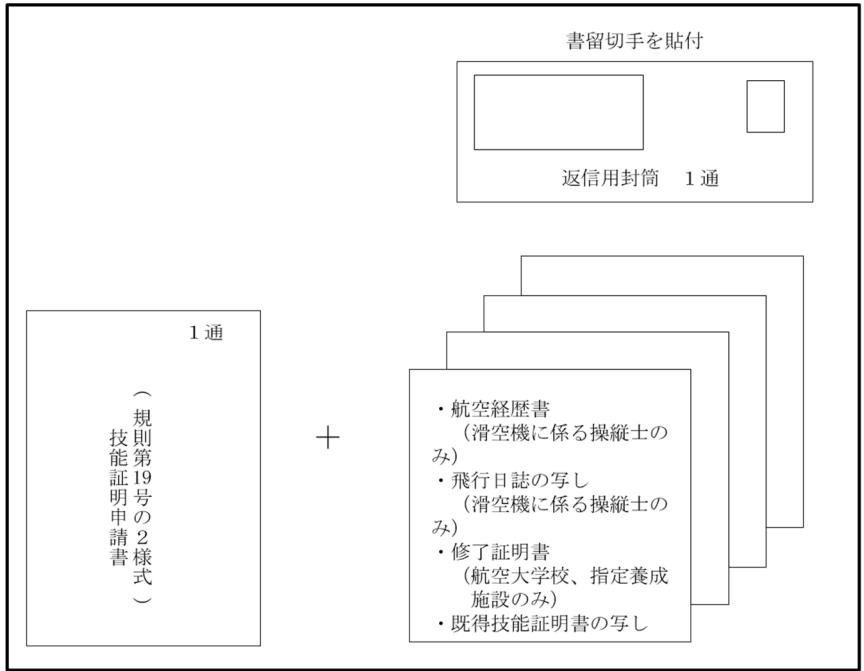
- ①事業用操縦士の動力滑空機への等級限定変更の場合は、単独滑空 10 時間以上で 10 回以上の滑空着陸を含む部分
 ②自家用操縦士の動力滑空機への等級限定変更の場合は、滑空 2 時間以上で 5 回以上の滑空着陸を含む部分
 の飛行日誌(Logbook)のコピーを添付すること。

(ウ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。） ----- 1 通

(エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(オ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用） ----- 1 通
 〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

交付申請時



地方航空局
(申請者の住所を所管する地方局)

限定変更申請書類 申請資格：自家用・事業用操縦士（外国のライセンス切替）

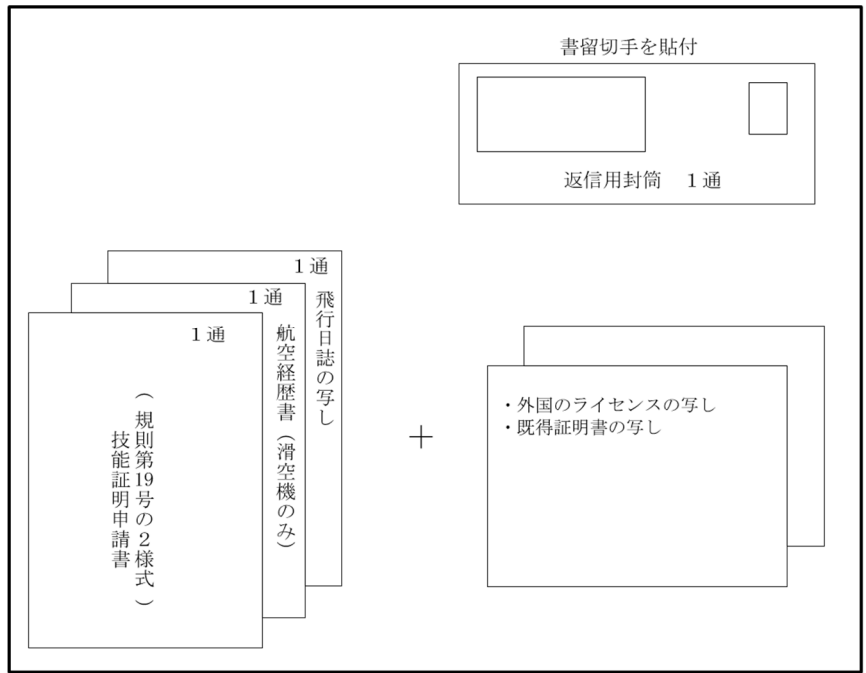
限定変更の申請に必要な書類は次のとおりとする。

限定変更申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されるものを除く。）

○ 型式限定を必要とする場合は、実地試験を受験する必要があるのでページ32を参照。

1. 技能証明限定変更申請書（規則第19号の2様式）----- 1通
〔実地試験免除申請用。申請書の外国のライセンス欄に国名、資格及び番号を記入〕
2. 航空経歴書（滑空機のみ）----- 1通
3. 飛行日誌（Logbook）のコピー（光学的方法により複写したもの）-- 1通
 - ① 飛・回（実地試験を受けた部分）
 - ② 上級滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上、曳航滑空30回以上、失速からの回復）
 - ③ 曳航装置なし動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、野外120kmで1回以上の生地着陸、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、失速からの回復）
 - ④ 曳航装置付き動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、曳航滑空30回以上、失速からの回復）
4. 既得の我が国の技能証明書の写し----- 1通
5. 外国のライセンスの写し----- 1通
6. 返信用封筒
技能証明書交付通知用（書留分切手を添付）----- 1通
指定の窓付封筒

交付申請時



地方航空局 (申請者の住所を所管する地方局)